障害者活躍推進計画

機関名	刈谷市水道事業
任命権者	刈谷市水道事業管理者
計画期間	令和2年4月1日~令和7年3月31日(5年間)
刈谷市水道事業	刈谷市水道事業においては、職員の定数が30人である小規模
における障害者	な機関であるが、障害者である職員の活躍のため、職場環境の
雇用に関する課	整備や職員の障害者雇用への理解を深め、障害者である職員を
題	含む全ての職員が働きやすい職場づくりを進める必要がある。
目標	
(1)採用に関	【実雇用率】
する目標	令和6年6月1日時点 法定雇用率以上
(2) 定着に関	不本意な離職を生じさせないよう努める。
する目標	(評価方法)任免状況通報の時期に、定着状況を把握
取組内容	
1 障害者の活躍を推進する体制整備	
	○障害者雇用推進者として水道課長を選任する。
	○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月
	以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要
	件を満たさない場合には、愛知労働局が開催する障害者職業
	生活相談員資格認定講習を受講させる。
2 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	○現に勤務する障害者や今後採用する障害者の能力や希望も踏
	まえ、自己申告書等を活用した職務の選定及び創出を行う。
3 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1)職務環境	○新規に採用した障害者については、定期的な面談により必要
	な配慮を把握し、継続的に必要な措置を講じる。
	○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏ま
	えつつも、過重な負担にならない範囲で適切に対応する。

(2)募集・採用 ○採用選考に当たり、障害者からの要望を踏まえ、障害特性に 配慮した選考方法を工夫し、障害者の積極的な採用に努める。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からの受入れを実施する。 ・特定の就労支援機関からの受入れを実施する。 ○時置単位の年次有給休暇や、療養休暇などの各種休暇の利用を促進する。

4 その他

- ○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に 関する法律に基づく障害者就労施設等の発注等を通じて、障 害者の活躍の場の拡大を推進する。
- ○刈谷市障害者就労施設等からの物品及び役務の調達方針に基づき、当該年度における調達目標は、対象となる物品等の調達実績額が、前年度実績額を上回ることとする。